

# 審 査 基 準

平成12年 4 月 27日 作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第28条第3項第1号
処 分 の 概 要：質契約の終了行為者の承認
原権者（委任先）：長崎県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第4条第3項（営業内容の変更）、第9条第2項（許可証の返納）、第28条第6項（質置主の保護）、質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）、第10条（死亡の届出）、14条の2（許可証の返納）
審 査 基 準： 質契約を終了させるために必要な行為を行う者が、質置主の保護の観点から不相当でないと認められる者であるときに承認する。
標 準 処 理 期 間：25日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
問 い 合 わ せ 先：警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係 （電話095-820-0110、内線3186）又は申請先の警察署の生活安全課 若しくは刑事生活安全課
備 考：